

令和6年度

除排雪事業計画書

大鰯町

# 目 次

1.	除雪計画の策定	P 2
2.	除雪実施期間	P 2
3.	出動基準	P 2
4.	除雪作業区分	P 3～P 4
5.	他地域との除雪区域の調整	P 4
6.	除雪機械配置計画	P 4
7.	除雪配置計画	P 4
8.	冬期道路情報要領	P 4～P 5
9.	情報連絡体系図	P 5
10.	豪雪災害時における道路交通確保計画	P 6～P 7
11.	安全管理	P 7～P 10

## **1. 除雪計画の策定**

積雪、寒冷地では冬期間、降雪等により道路交通が阻害され、地域の産業活動や生活が停滞的になっている。これを打解するにはできるだけ多くの路線を、できるだけ高い規格で除雪し経済的に冬期道路交通を確保することが望ましい。

このためには、社会の動向や地域の特殊性を十分考慮して除雪計画をたてる必要がある。すなわち路線の重要性、幅員、線形、沿道の条件、代替路線有無、障害発生箇所等の道路条件、その地区の長期予報、過去の降雪量、積雪深、気温等の気象条件等を勘案して除雪目標を定め、除雪作業工区、除雪工法を決定する。

## **2. 除雪実施期間**

令和6年11月15日～令和7年3月31日

なお、上記実施期間以外でも降雪状況により除雪車を出動できる体制を整える。

## **3. 出動基準**

### **1) 車道除雪**

連続した降雪により、午後10時に降雪量が10cmを超える場合及び今後の降雪状況、気象通報等により10cm以上降り続くことが予想される場合。

路線によって10cm以下であっても地吹雪等により交通に支障を及ぼすと判断される場合。出動基準に満たない降雪量が連続し路面が圧雪又はシャーベット状、わだち状になり車両の通行に支障が生じた場合

(通常時及び非常時の出動は町の指示によるものとする。)

### **2) 歩道除雪**

歩道上の新雪が20cmを上回っている場合、または連続降雪後、通勤・通学に支障をおよぼすと判断される場合は、出動するものとする。

## **4. 除雪作業区分**

### **1) 新雪除雪**

積雪が通行車両によって圧雪され、乱されないように取り除く作業をいう。一般にこのような状態は新雪の場合に多く、雪の密度も普通の $0.1\text{g/cm}$ 以下であり、大きくとも $0.2\text{g/cm}$ をこえることなく、軽く軟らかいので、機動性にすぐれたプラウによる早期の除雪を行う。

### **2) 路面整正**

車両の快適な走行を図るため、圧雪層を少なくし、路面の雪を平坦にし、路側に排除する作業をいう。路面上の雪は、雪質の変化や車両の荷重によって、凹凸の多い不陸、穴、わだちなどを生じ、通常の走行ができなくなり、さらには交通の安全もおびやかされることがあるのでこれらを排除するための作業である。

### **3) 拡幅除雪**

幅員の確保並びに次の除雪に備えて路側などの雪堤を低くし、雪を路外に排除する作業をいう。プラウやブレードによる新設、路面整正を続けると、路側に寄せられた雪は次第に増えて有効な道路幅員が狭められる。

このような、幅員の減少や吹きだまりによる堆雪の増加を放置しておく、交通の支障となるばかりでなく、次の除雪作業が困難となるので、これらを排除するため行う作業である。

### **4) 運搬排雪**

路上又は路側の雪をほかに運搬除去する作業をいう。市街地、狭い道路、交差点、橋梁、トンネル出入口などで、路上又は路側の堆雪が交通障害となり道路幅員の確保が困難となる箇所の雪をほかに運搬排除するための作業である。

### **5) 凍結防止剤散布**

塩化カルシウム、塩化ナトリウム、塩化マグネシウム、尿素、砂等を機械又は人力で路上に散布する作業をいう。

この作業は、凍結点の低い薬剤効果や砂のすべり止め効果を利用して、路面水分の凍結防止、圧雪の軟化、機械除雪の際の圧雪層と路面との剥離促進、融雪氷の促進を

目的としたもので、適応箇所として、局部的に常時凍結のおそれのある箇所、道路線形条件によるスリップのおそれのある箇所、交差点、トンネル出入口などに機械除雪と併用して行われる工法である。

## 5. 他地域との除雪区域の調整

町内除雪延長とするが、他区域を除雪する必要がある場合もあるので両者で調整を図るものとする。また、国道及び県道の交差する箇所においても同様とする。

## 6. 除雪機械配置計画

表－1

機械名	直 営 (イ)	民間からの借上(ロ)	合計 (イ+ロ)
一般除雪ドーザ	7	8	15
小型除雪ドーザ	3	6	9
除雪トラック	0	0	0
ロータリ車	2	0	2
小型ロータリ	4	0	4
凍結防止剤散布車	1	0	1
計	17	14	31

## 7. 除雪配置計画

別紙 令和6年度 除雪路線図一覧のとおり。(全体除雪延長 90.6km)

## 8. 冬期道路情報要領

情報は早く、正確に、明瞭にすること。

### 1) 情報の収集

#### イ. 道路パトロール

除雪担当者は道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握し常に異常の有無を掌握しておくことが必要である。

異常を発見した場合は、危険防止の必要な措置を講ずると共にただちに無線、電話等で建設課長に状況を報告し指示を受けなければならない。

## ロ. 各連絡場所（区長）等からの情報

冬期間における道路状況は、その都度気象条件によって急激な変化をするので、道路パトロールと並行して各連絡場所等の情報も必要である。

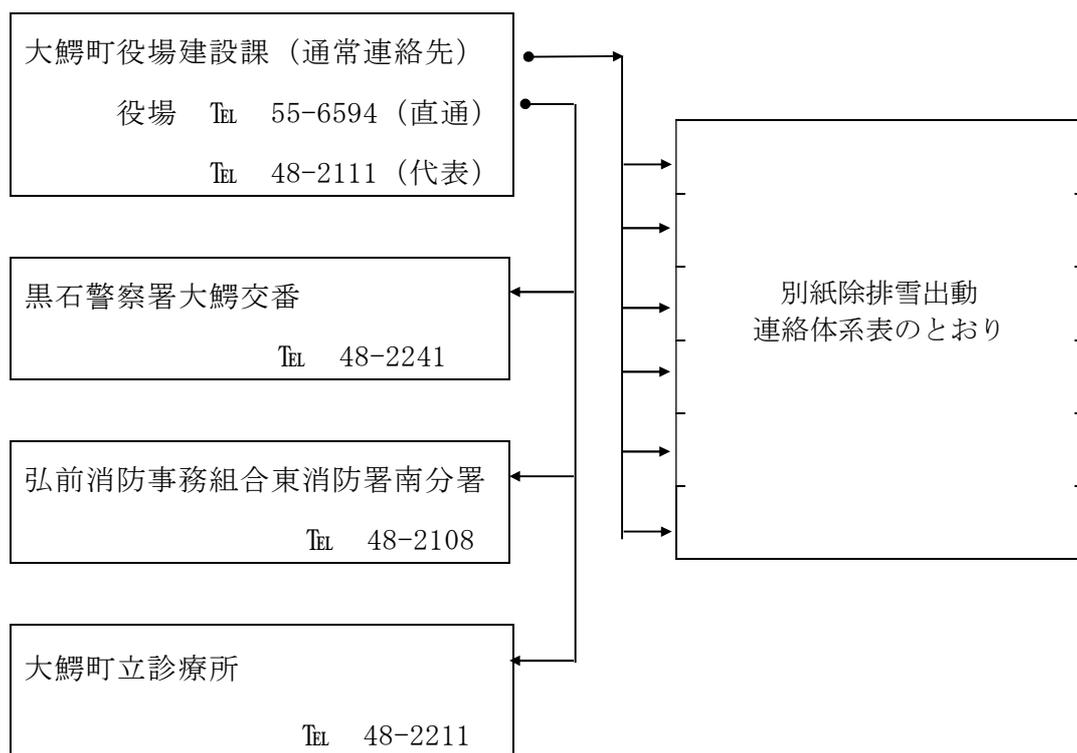
又、除雪状況を確認するためのモニター員を各地区に配置し、除雪の精度管理向上に配慮したい。除雪状況の悪い箇所については、やり直し等の指示並びに業務委託成績評定にも影響するものとする。

## ハ. その他

その他警察及び一般通行人よりの情報は的確に判断し、すみやかにパトロール状況の把握、適切な対策を講じなければならない。

## 9. 情報連絡

### 1) 情報連絡体系図



### 2) 情報伝達の方法

緊急に交通規制を実施しようとするとき、下記により迅速に関係機関へ連絡すること。

- イ 路線名
- ロ 地内（区間）
- ハ 延長
- ニ 現場の状況（できるだけ詳細に）
- ホ 出動機械作業内容（配車と人員）
- ヘ 時間帯
  - ・ 通行止時間
  - ・ 出動時間
  - ・ 作業開始
  - ・ 作業終了（早期報道の場合は予定時間）
  - ・ 開通時間（早期報道の場合は予定時間）
- ト 開通後の状況

法面等の状況、今後また起こる可能性があるかをチェックして報告すること。

又、現場付近には、早急に道路標識を設置すること。

なお、報道機関等への連絡は電話連絡が主であるが、あらかじめ文書を作成して行い、連絡に間違いのないようにしなければならない。

## **10. 豪雪災害における道路交通確保計画**

### **1) 目的**

豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるような緊急確保路線について、除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、予め所要の体制を確立し、国土交通省道路局の豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領に準じて実施するものである。

### **2) 豪雪災害時における体制**

豪雪災害時における体制並びに各機関の組織、事務分掌等は次のとおりとする。

#### **イ. 地区警戒体制**

町全体の警戒体制、緊急体制への移行の他に、局部的な集中豪雪のため交通確保が

平常の体制では困難と判断される場合は、町長がその地区だけを警戒体制、又は緊急体制に移行を決定し、町独自に当該体制に入ることができるものとする。

#### ロ. 緊急体制

降雪、積雪深が指定警戒深（90cm）をこえ又はこえる恐れがある場合、かつ主要路線における除雪状況、降雪量、その他を勘案し、建設課長が町長と協議し決定する。

### 3) 警戒体制、緊急体制移行時における組織

イ 警戒体制、及び緊急体制に移行した場合は、町長は役場内に道路雪害対策本部を置くものとする。

ロ 指揮監は、建設課長を充て本部を総括する。

ハ 副指揮監は、建設課長補佐を充て、指揮監に事故あるときはこれを代理とする。

ニ 情報連絡班は建設課員をもって組織し、その班長に建設課係長を充てる。

ホ 連絡班は、建設課員をもって充てる。

へ 町の地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合、本部はこれに吸収統合されるものとする。

### 4) 警戒体制及び緊急体制における措置

イ 道路及びこれに関する情報連絡の強化

ロ 除雪機械及びオペレーターの借上、応援に関する事前手配

ハ 除排雪作業の強化及び計画的検討

ニ 排雪時期の検討

ホ パトロール強化及び写真その他資料の準備

## 11. 安全管理

除雪作業は、冬期の特殊な状況のもとに行われるので作業状態はきわめて悪く、しかも交通開放中の道路において行われるということで、自らが安全に作業するということはもちろん、騒音、振動等の生活妨害や公衆の生命、身体、財産への危害及び迷惑をおよぼさないように注意することが大切である。

特に市街地においては、公衆と接する度合いも高いので、災害防止のために計画時から終始、安全対策に心掛けなければならない。

## 1) 安全作業のための道路管理

除雪作業は、敏速、高効率かつ安全を第一としなければならない。したがって除雪体制にはいる前に、関係各機関との協議並びに協力要請を行い、また沿道住民や道路利用者等に対してPRに努めることが大切である。

## 2) 除雪作業に対する住民の協力依頼について

イ 路上駐車しないでください。

除雪作業は、交通の少ない夜間及び早朝作業が主となり、降雪、地吹雪中の作業のため視界も悪く非常に危険です。

又、駐車されている部分が除雪できなくなり、これが交通障害の基となっている場合が一番多い。

ロ 除雪車が作業中の場合30m以内に近寄らないで下さい

除雪車は重機械であり前方でも10m以内に入ると死角になります。

又、雪の中に入っている碎石、木材、ガラス等が飛散する場合がありますから、30m以内には近寄らないで下さい。

ハ 除雪作業は『右側走行除雪』も行います。

風向、道路条件、雪提条件等で、右側を走行しながら除雪を行う場合もありますから徐行して下さい。

なお、除雪機械は作業中必ず『黄色回転灯を点灯して走行しております。』

ニ 除雪作業による物件破損、民間人の負傷等が発生したら速やかに、除雪担当課に連絡をお願いします。

特に物件破損は発生と同時に速やかに報告がないと原因究明も困難となり、補償対象外となります。

ホ 路上で自動車の故障で運行できなくなったら、目印に赤旗を立てて下さい。

乗捨てされますと地吹雪、降雪等で雪の中に自動車が埋もれ、除雪車が発見できず衝突する危険があります。(目印はできるだけ高く立てて下さい。)

ヘ 道路に雪を捨てないで下さい。

道路除雪は全部機械力で行いますので、工法上路側に雪が溜ります。この雪は、

一定量になれば運搬排雪しますから通路等に入った雪は路側に積んでおいて下さい。

ト 道路を広く使いましょう。

私有物件（材木、鋼材）が、路上にはみだしてありますと除雪車が衝突、又は巻き込みのため重大な事故発生の原因になります。

### 3) 安全作業上の注意

作業を安全に行なうためには、スノーポール、標識の整備、機械の正しい取扱い運転、道路管理などを事前に検討し、実行すべきであるが、その他具体的な注意として次のようなものがある。

イ 市街地の除雪

- ① 作業速度。作業速度をおとし、あまり雪を飛ばさないよう、常に除雪された雪の行方をみきわめながら安全に作業する。
- ② 路面上の障害物。マンホール、消火栓、安全地帯などは、除雪車の作業に危険であるから事前に調査し、構造物標識をたて事故や破損からまもる。

ロ 市街地以外の除雪

平地部、山地部いずれも1回の風雪、地吹雪で道路を見失うことがしばしばありスノーポール、標識などが唯一の頼りとなる。雪庇、吹だまりの出現により、地形や状況に対して不審を感じたら、必ずいったん停車し、納得のゆくまで調べて確認し、路肩からの転落事故にじゅうぶん気をつける。普通雪庇、吹だまりが生じる箇所はほぼ決まっているので、その道路に慣れた運転手を使うのがよいが、反面慣れのため勘に頼ることのないような平素から安全意識を徹底させておくことが必要である。

ハ 橋梁、踏切での作業

- ① 橋梁降雪前に、ジョイント部（伸縮継手）をよく点検し、作業中にひっかけて事故を起こしたり、破損することのないようにする。
- ② 踏切は必ず一旦停車し安全を確かめて慎重に通過するようにする。

### 4) 誘導者による作業

市街地の運搬排雪、切土部、盛土部などの危険の多い道路などの作業には必ず誘導員をつけるようにする。また作業内容と作業方法をよく検討して、お互いに十分理解

してから作業にかかるようにする。誘導はそれ自身非常に危険な仕事であるため、十分その能力のあるものを選ばなければならない。運転員は、誘導員の合図のみで運転すべきであり、したがって特に危険な場合のほか、誘導員以外の者がむやみに合図しないよう徹底しておかねばならない。

#### **5) 作業の標示**

運搬排雪、氷盤の除去作業では、作業区間の前後にセーフティコーン、バリケード及び工事標識による作業中の標示、また除雪機械については黄色回転灯の点滅で作業中の標示を完全に行なうことが必要である。

#### **6) 夜間作業**

夜間作業の場合は特に運転に注意し、常に担当区間の地理、沿道状況を熟知していなければならない。物件の遠近や土地の高低に関して錯覚を起こしやすいので安全には十分注意して照明の程度に応じた速度で運転しなければならない。

#### **7) 安全知識の徹底**

除雪作業における行動は、常に安全第一の周到な注意が払われるよう、平素作業員に安全知識を周知徹底させると同時に、常に注意を喚起させることが、事故を未然に防止する第一条件である。

#### **8) 事故発生原因の究明**

事故はいかなる小さなものでも原因を究明し、直ちに必要な措置をとり、同じような事故を二度と繰り返さないようにしなければならない。

#### **9) 飲酒運転の根絶**

飲酒運転は絶対にしない、させない、また運転しようとする人にはすすめないことを厳守しなければならない。